

運輸安全マネジメントへの取組み

(令和4年度 結果報告)

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを、社長以下全社員が深く認識し、安全最優先で業務を遂行する。
2. 安全運転を第一とし、基本に忠実に業務を遂行する。

2. 令和4年度 輸送の安全に関する目標及び達成状況

| | 安全目標 | 達成状況 |
|---|---------------|--------|
| 1 | 重大事故ゼロ | 0件(達成) |
| 2 | 物損事故ゼロ | 0件(達成) |
| 3 | 車両トラブルゼロ | 0件(達成) |
| 4 | 運転者の無事故・無違反継続 | 0件(達成) |

3. 事故に関する統計

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 人身事故の発生(有責) | 0件 |
| 2 | 重大事故(報告事故)の発生 | 0件 |
| 3 | 車内事故の発生 | 0件 |

4. 令和4年度 輸送の安全のために講じた措置

下記のとおり輸送の安全に関する重点施策を設定し取り組みました。

- 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- 乗務員の資質・緊急事態対応力の向上を図る教育、訓練の実施
- 業務管理者の資質向上を図るための研修等への参加
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定取得(ニツ星取得)

5. 令和4年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

(1) 乗務員教育(指導及び監督指針に基づく教育)

指導及び監督指針に基づく教育(14項目)を規定通り実施。
安全な運転方法の再確認と徹底(坂道、高速道路)
タイヤチェーン装着と雪道運転の注意点を確認



(2) 乗務員研修等

- ①事故・災害・バスジャック等への遭遇を設定した訓練
- ②救急救命講座の受講
- ③ドライブレコーダー映像を使用した教育、研修会
- ④労基法(改善基準告示等)に関する教育
- ⑤健康管理に関する教育(禁煙・運動・食事について)



6. 令和4年度 内部監査の結果並びに講じた措置

令和4年度も、コロナウイルス感染拡大の影響で、年間を通じ多くの休業を余儀なくされました。コロナの感染状況で、乗務予定が不規則で、体調だけでなく仕事に対するモチベーションを維持するのが難しい一年でした。

令和4年度は貸切バス事業者安全性評価認定制度の更新申請を行い、二ツ星の取得ができましたが、認定制度の審査項目等に準じて、運行管理資格を有する社員において再チェックを行いました。全社員が基礎講習を受講しており、これまで以上の安全管理体制の構築等へつなげることにしました。なお、内部監査において法令や社内規則等への不適合な内容はありませんでした。

7.令和5年度 輸送の安全に関する目標及び重点施策

令和5年度は、昨年に引き続き以下の目標を掲げ輸送の安全に努めます。

| 令和5年度 安全目標 | |
|------------|-----------------------|
| 1 | 重大事故ゼロ |
| 2 | 物損事故ゼロ |
| 3 | 法令を遵守した お客様に安心感を与える運転 |
| 4 | 運転者の健康維持 |

【目標達成のための取組み】

①安全管理体制の確立を図るための取組み

- 業務管理者の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
- 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- 健康管理によってやる気とやりがいを感じる職場づくり

②乗務員等の資質向上・法令順守を図るための取組み

- 年間教育指導計画に基づく中身のある安全教育の確実な実施と徹底
- 緊急事態を想定した訓練、救急救命講習の受講
- 接遇マナー習得のための勉強会の実施

③社内のコミュニケーションアップのための取組み

- 社長と運転者との業務等に関する意見交換の実施
- 地域や商工関係団体との積極的な交流

8.安全統括管理者 代表取締役 栗原輝美

9.安全管理規程・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

別紙 安全管理規程・組織図参照

有限会社いわの観光 安全管理規程

制定 平成25年12月1日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

(人命の尊重)

- 第3条 社員は、業務上のいかなるときでも人命の尊重を最優先とし、常に安全の達成に努める。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第4条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第5条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保がもっとも重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第6条 第4条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第7条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第9条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者及び補助者

- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

(安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1)国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2)身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3)関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第11条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成

すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第13条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に
行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、
共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、
看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第14条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡
体制は別に定めるところによる。(別紙参照)
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な
部局に速やかに伝達されるように努める。
 - 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項
の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進む
よう必要な指示等を行う。
 - 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令104号)に定める事故、災害等があつ
た場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第15条 第6条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のため
の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第16条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者とし
て、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以
上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
- また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返
し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関
する内部監査を実施する。
- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべ
き事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸
送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊
急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第17条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

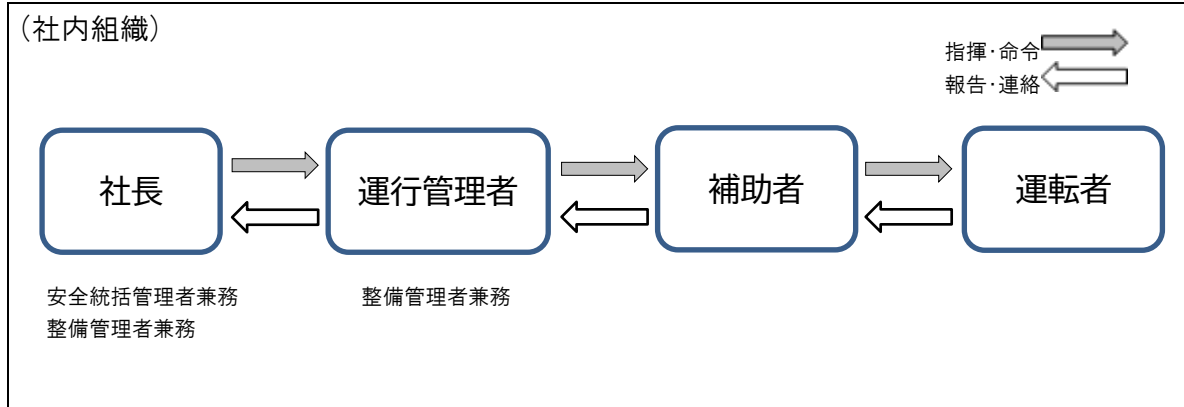
- 第18条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第19条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

付 則 この規程は平成25年12月1日より施行する。

◎安全管理体制図(第8条関係)



◎事故・災害等に関する報告連絡体制図(第13条関係)

